多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を全国展開

中国人民銀行・国家外貨管理局は 2026 年 8 月 14 日、«多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務に関する通知»（銀発［2026］163 号、以下、本通知）を公布しました。本通知は、2026 年 9 月 14 日に施行されました。

多国籍企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務（以下、プーリング業務）の試行は 2023 年に北京、広東、深圳で先行して実施され、本通知により当該業務が全国へ拡大されます。

従来の«多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定»（匯発［2019］7 号）と比べて、本通知ではプーリング業務の参入条件をさらに最適化しました。また、メンバー企業は外債および対外貸付の限度額の集中比率を自主的に決定することができ、集中しない部分についてはメンバー企業が自ら関連業務を行うことができるようになりました。
同時に、登記申請プロセスを簡素化し、一部の変更登記については銀行での手続きが可能となりました。

本通知の原文については、下記のウェブサイトをご参照ください。
https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/20260814110812417 42/index.html

＜本通知の概要＞

1. 業務内容・参入条件

■ 業務内容

- 多国籍企業が自社の経営・管理の必要性に応じて、国内外の人民元・外貨資金を集中運用管理し、資金集約と余剰・不足の調整、経常項目の資金集中受払とネッティング決済などを行う業務

■ 参加主体

メンバー企業	• プーリング業務に参加し、多国籍企業内部において直接または間接的に出資持分関係を有し、または主幹企業と同一の親会社の支配下にある国内外の各企業やその分公司
主幹企業	• 多国籍企業は独立した法人格を有する国内のメンバー企業 1 社を主幹企業として指定し、当該主幹企業が主体業務の備案、実施、データ報告、状況のフィードバックなどの職責を履行

※ 金融機関、地方政府融資プラットフォームおよび不動産企業は、プーリング業務に参加してはならない。ただし、財務公司が主幹企業となる場合を除く

■ 参入条件

- プーリング業務を行う多国籍企業は以下の条件に合致すること

基本条件	• 真実の業務ニーズ、完備されたクロスボーダー資金管理体制、内部統制制度を有していること • 相応の内部管理電子システムを構築していること
規模要件 (いずれかに合致)	• 国際収支規模：国内の全メンバー企業の前年度における人民元・外貨合計金額≧人民元 7 億元相当 • 営業収入：国内の全メンバー企業の前年度における合計金額≧人民元 10 億元、かつ国外の全メンバー企業の前年度における合計金額≧人民元 2 億元相当 ※主幹企業が自由貿易試験区内に登録されている場合、上記要件の金額は半減される
コンプライアンス要件	• 直近 2 年間に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行為がないこと（設立期間が 2 年未満の場合は設立日以降） • メンバー企業が貿易外貨受払企業リスト内の企業である場合、その分類管理が A 類であること • 国外のメンバー企業が国内企業により投資・設立された場合、対外投資に関する管理規定に適合していること • 国内のメンバー企業がクロスボーダー人民元業務の重点監督管理リストに掲載されていないこと
企業数	• 国内外のメンバー企業の合計が 3 社以上であること

2. 業務備案

■ 提携銀行

- 多国籍企業は主幹企業所在地の省級区域内で、条件に合致する銀行を提携銀行として選択する

■ 備案手続き

- 主幹企業または委託した提携銀行は、主幹企業所在地の外貨管理局に備案登記を申請する
- 申請書類として、申請書、授権書、プーリング業務協議書、メンバー企業の登録書類、申請業務の個別書類などを準備する
- 外貨管理局は中国人民銀行と共同で申請書類を審査し、備案手続きを完了させたうえで備案通知書を発行する

■ 備案の有効期間

- 備案通知書の発行後、主幹企業は 1 年以内に国内資金主口座を開設し、実際にプーリング業務を開始する

■ 変更備案

- メンバー企業に変更が生じた際、外債および対外貸付の限度額に関連しない場合、主幹企業は変更日から 30 日以内に提携銀行に報告し、提携銀行が変更手続きを行う
- 提携銀行の変更や、主幹企業、業務種類、外債および対外貸付の限度額などの変更がある場合、主幹企業は変更日から 30 日以内に所在地の外貨管理局に変更備案登記を申請しなければならない

■ 業務管理

- 本通知に基づきプーリング業務を実施する場合、原則として他のクロスボーダープーリング業務を取り扱ってはならない（銀発［2015］279 号に基づき、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務備案を完了している場合を除く）
- 本通知の施行日以降、各地域で新たに実施されるプーリング業務（銀発［2025］251 号の多国籍企業の人民元・外貨一体化プーリング業務を除く）および既存の多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務については、いずれも本通知に従って取り扱われる

3. 外債および対外貸付の限度額集中管理

■ 限度額の集中管理

- 多国籍企業がメンバー企業の外債および対外貸付の限度額を集中させる場合、国内のメンバー企業は集中比率を自ら決定し、年間で最大 1 回調整できる。集中限度額内で外債借入や対外貸付を行う際、主幹企業の国内資金主口座を通じて手続きしなければならない
- 財務公司が主幹企業となる場合、限度額集中に参加できない

■ 限度額の計算（括弧内の係数は 2026 年 9 月時点）

外債 集中限度額	=（主幹企業の前年度末の監査済み所有者権益 ＋ Σ 国内のメンバー企業の前年度末の監査済み所有者権益 × 集中比率）× クロスボーダー融資レバレッジ率（2）× マクロプルーデンス調節係数（1.75）
対外貸付 集中限度額	=（主幹企業の前年度末の監査済み所有者権益 ＋ Σ 国内のメンバー企業の前年度末の監査済み所有者権益 × 集中比率）× 対外貸付レバレッジ率（1）× 対外貸付マクロプルーデンス調節係数（0.6）

4. 経常項目の資金集中受払およびネッティング決済※

■ 業務内容

資金集中受払	• 主幹企業が国内資金主口座を通じ、国内のメンバー企業の経常項目資金受払を集中代理して行うこと

ネッティング決済	• 主幹企業が国内資金主口座を通じ、国内外のメンバー企業の経常項目資金受払を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して 1 件の取引とするオペレーション方式。原則、毎月 1 回以上のネッティング実施が必要

※ 国内のメンバー企業は規定に基づき、「貨物貿易外貨業務登記表」により取り扱う必要がある業務は対象としてはならない

■ 利便化措置

• 提携銀行、主幹企業およびその他のメンバー企業が共に関連条件に合致する場合、優良企業向け貿易外貨受払の利便化政策、クロスボーダー貿易に係るハイレベル開放試行措置など適用可能

5. その他

■ 人民元転関連業務

• 国内のメンバー企業が主幹企業に集約した外商直接投資項目の外貨資金（外貨資本金、資本項目決済口座資金を含む）、主幹企業が備案登記済みの集中限度額内で調達した外貨建て外債資金、および資金回収した外貨建て対外貸付の元利金については、国内資金主口座において任意人民元転または支払人民元転することができる。人民元転後の人民元資金は、資本項目の人民元転支払待機口座に入金することなく、引き続き国内資金主口座に預け入れできる

以上

ご照会先

上海本店
上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL：86-(21)-3860-9000

- **上海浦西出張所**
 上海市長寧区通協路269号
 建滔商業広場5号楼7F01室
 TEL：86-(21)-2219-8000
- **上海自貿試験区出張所**
 上海市浦東新区世紀大道100号
 上海環球金融中心13階T30室
 TEL：86-(21)-3860-9000

瀋陽支店
瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場1座1606室
TEL：86-(24)-3128-7000

北京支店
北京市朝陽区光華路1号
嘉里中心北楼16階1601室
TEL：86-(10)-5920-4500

天津支店
天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階、1303室
TEL：86-(22)-2330-6677

蘇州支店
蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL：86-(512)-6606-6500

- **蘇州工業園区出張所**
 蘇州市蘇州工業園区
 蘇州大道西2号　国際大厦16階
 TEL：86-(512)-6288-5018
- **常熟出張所**
 常熟市高新技術産業開発区
 東南大道33号　科創大厦8階
 TEL：86-(512)-5235-5553
- **昆山出張所**
 昆山市玉山鎮登雲路258号
 匯金財富広場1号楼601室、
 605-608室
 TEL：86-(512)-3687-0588

杭州支店
杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2棟5階
TEL：86-(571)-2889-1111

広州支店
広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL：86-(20)3819-1888

深圳支店
深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL：86-(755)-2383-0980

重慶支店
重慶市両江新区江北城街道慶雲路1号
国金中心T1弁公楼20階単元1、15-18
TEL：86-(23)-8812-5300

大連支店
大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL：86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。
万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。